

令和3年度 糸島市動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）が令和3年度 糸島市動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和3年度 糸島市動画制作業務
- (2) 業務内 令和3年度 糸島市動画制作業務 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 見積金額の限度額等

- (1) 本業務の見積金額の限度額
金 3,998,500 円（消費税及び地方消費税を含む）
※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。
※契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号）第23条の規定に基づく契約保証金を納付すること。

4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要項の公表、公募開始	令和3年4月1日（木）
質問受付期限	令和3年4月14日（水）17時必着
質問書への回答	令和3年4月20日（火）まで
プロポーザル参加申込受付期限	令和3年4月20日（火）17時必着
参加資格審査の結果通知	参加申込書等の提出から7日以内に通知予定
企画提案書等の提出期限	令和3年5月7日（金）17時必着
プロポーザル（プレゼンテーション）の日程通知 *参加申込業者が6者以上となった場合には、選定委員会は、評価表の評価項目及び評価の視点により過去の受託実績及び企画提案書等について書類選考を行い、5者を選定する場合がある。参加申込業者が5者以下の場合、書類選考は実施しない。	令和3年5月14日（金）
プロポーザル（プレゼンテーション）の実施	令和3年5月21日（金）

内 容	日 程
受託候補者決定	令和3年5月24日（月）予定
受託候補者公表、結果通知	令和3年5月26日（火）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに

5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

6 質問書の提出及び回答

本業務にかかる質問については、質問書（様式8）を用いて電子メールにて行うものとする。電子メール送付後、速やかに電話連絡を行うこと。

回答にあたっては質問者を匿名化し、質問内容及び回答を参加申込者全員に電子メールにて送付する。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

- ・質問の宛先：糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課（担当：岩田、岩井田）

電子メールアドレス：bra-gaku@city.itoshima.lg.jp

電話番号：092-332-2079（課直通）

- ・質問受付期限：令和3年4月14日（水）17時まで
- ・質問に対する回答：令和3年4月20日（火）までに通知予定

7 プロポーザル参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 過去5年の主な媒体制作等の実績（様式4）
- ⑤ 撮影機材（様式5）
- ⑥ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式6）
- ⑦ 添付書類

ア 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。複写でも可、個人事業者の場合不要）

イ 直近の糸島市税（市民税、固定資産税、法人市民税）の滞納がないことの証明書
（3か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者は不要）

ウ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
（個人事業者で所得税の課税がある場合、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明書／3か月以内に発行されたもの。
複写でも可）

エ 会社概要のわかるパンフレット等

(2) 提出部数 各1部

(3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

(4) 提出先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課 （担当：岩田、岩井田）

(5) 提出方法 持参または郵送

(6) 提出期限

令和3年4月20日（火）17時 必着

※受付時間：8時30分から17時15分まで。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

8 参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について、参加資格確認結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 7部

※「10 企画提案書等の作成方法」に沿って企画提案書の提出をすること。

※表紙に社名を記載してください。

② 見積書（内訳の分かるもの） 1部

※社名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。また、封筒表面に社名及び「令和3年度 糸島市動画制作業務見積書在中」と表示すること。

(2) 提出先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課 （担当：岩田、岩井田）

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出期限

令和3年5月7日（金）17時 必着

※受付時間：8時30分から17時15分まで。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。
また、提出書類は返却しない。

10 企画提案書等の作成方法

- (1) 企画提案書は、「令和3年度 糸島市動画制作業務プロポーザルに係る企画提案仕様書」の内容を踏まえて作成し、別紙評価表の評価項目及び評価の視点に即した提案であること。特に審査のポイントである以下の事項について提案書に記載すること。

▼素材動画について

- ・当市が設定しているターゲットに対して訴求力のある素材となるような動画をどのように撮っていくか具体的に提案をすること。
- ・地上2D、空撮2D（ドローン）、地上360度、空撮360度（ドローン）の具体的な撮影方法や見せ方など例を用いて提案をすること。
- ・撮影日について天候が良い時など臨機応変に対応できるかなど、実施体制について提案書に記載すること。

▼編集動画について

- ・仕様書に想定しているイメージをどう動画で伝えていくか企画提案すること。
- ・また、編集のための特殊な機材や技能があれば提案書に記載すること。

▼制作した編集動画のプロモーションについて

- ・想定するターゲットにリーチする手法を具体的に提案書に記載すること。
- ・過去にプロモーションで成功した事例などがあれば提案書に記載すること。

▼実績・能力、管理体制などについて

- ・全体の管理体制、スケジュール管理など、具体的な体制を提案書に記載すること。

- (2) 企画提案は1者につき1案とすること。また、提案内容は全て企画提案書に記述すること。
- (3) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、代表者名、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。
- (4) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (5) 企画提案書等の体裁は、原則としてA4判（図表等についてはA3判の折込みも可）両面印刷とし、縦、横は問わない。
- (6) 表紙には、表題「糸島市動画制作業務」と記載し、提出年月日を表示すること。
- (7) 目次及びページ番号を付すこと。
- (8) 必要な追加資料がある場合は、別に提出を認める。

11 見積書

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。

- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求めることがある。

12 選定方法

受託候補者の選定は、令和3年度糸島市動画制作業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により、別紙評価表の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案業者が2者以上あるときは、選定委員会の多数決により、順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を設定し、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、応募事業者が1者の場合でも審査を行う。

(1) 書類選考による選定

参加申込業者が6者以上となった場合には、選定委員会は、評価表の評価項目及び評価の視点により過去の受託実績及び企画提案書等について書類選考を行い、概ね5者を選定する。

(2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価表の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。

プレゼンテーションは、選定された事業者で実施する。

(3) プレゼンテーション実施の概要

① 日時・場所

令和3年5月21（金）に糸島市役所会議室で実施予定。

日時、開始時間等の詳細決定後、参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。

② 配分時間

1者あたり、30分（プレゼンテーション20分以内、質問10分）

③ 参加者数

本業務に直接携わる者3人以内とし、統括責任者及び実施責任者（本市との打ち合わせに参加するとともに、本業務全体のマネジメントを担当する者）は必ず出席すること。

④ 方法

プレゼンテーションで企画提案書の内容の変更及び企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。

⑤ その他

プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し参加申込者に通知する。

13 選定結果の通知

本市は、選定委員会の選定結果を本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は選定された受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。

また、受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。

なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

14 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた交渉を行い、委託契約を締結する。

契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、契約に向けた交渉において調整を行う。

(2) 次順位者との交渉

本市は、受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について交渉を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て業務受託事業者の負担とする。

15 その他留意事項

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

(2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

16 問い合わせ先

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課 (担当：岩田、岩井田)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2079 (課直通)

電子メールアドレス：bra-gaku@city.itoshima.lg.jp